

みんなで作る みんなで暮らせるまち かしわ

ノーマライゼーション かしわプラン2024

第4期
柏市障害者基本計画
(後期計画)

第7期
柏市障害福祉計画

第3期
柏市障害児福祉計画

重点目標

障害者の
暮らしを支える
かしわネットワークの
地域での活用

みんなが
その人らしく
社会参加できる

みんなが
健やかに
成長できる

みんなですり
寄り添う

みんなですえ
安心して
暮らせる

KASHIWA PLAN 2024

2024年3月
柏市

はじめに

計画の基本理念

「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」を目指して

本市では、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしく住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、「ノーマライゼーション かしわプラン」を策定し、共生のまちづくりに取り組んでいます。

これまでに本市では、市内に4か所整備した地域生活支援拠点を中心として障害者の暮らしの支援に取り組む「かしわネットワーク」を構築し、さらに福祉の総合相談や高齢者福祉・地域福祉などの地域資源と連携・協力しながら包括的な支援に取り組んできました。



一方で、8050問題や障害者手帳取得には至っていない人への支援等、前計画策定時にも顕在化していた多様化・複合化した問題への対応が引き続き課題となっていることに加え、障害者手帳取得者は今後増加していく見込みであることから、本人とその家族の生活課題やニーズに対し、より細やかな対応が求められています。

この新しいノーマライゼーション かしわプランでは、これまでの計画の基本理念を引き継ぎながらも、ニーズや国・県・市の動向、これまでの実績や課題等を踏まえて施策体系の見直しを行いました。主な変更点として、これまで構築してきた市全体の「かしわネットワーク」を基盤として、地域（地区）の特徴に応じた支援ネットワークの強化と活用に取り組むことを重点目標としています。また、こども家庭庁の発足に伴い、ライフステージに左右されない切れ目のない支援を行うべく、こどもに特化した基本目標（柱）を設定しました。市としての取組はもとより、各方面の関係者の皆様と力を合わせながら、計画の基本理念である「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」を目指して全力をあげて取り組んでまいります。

市民の皆様にもぜひこの計画を読んでもらうとともに、皆様ができることから行動に移していただければ幸いです。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました関係者の皆様並びに貴重な意見をお寄せいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

2024年3月

柏市長 太田和美

目次

第1章 総論	1
1. 計画の策定にあたって.....	2
(1) 計画策定の背景.....	2
(2) 国・県及び柏市の施策動向.....	3
2. 計画の位置付けと期間.....	4
(1) 計画の位置付け.....	4
(2) 計画期間.....	4
(3) 計画の役割(法的根拠等)及び上位計画との関係.....	5
3. 計画の基本的な考え方.....	6
(1) 基本理念.....	6
(2) 基本方針.....	6
(3) 重点目標.....	7
(4) 基本目標(4つの柱).....	8
(5) 重点施策.....	10
(6) 本計画の体系.....	11
4. 前期計画の振り返りを踏まえた基本的な考え方の設定.....	12
5. 障害福祉を取り巻く状況と見通し.....	25
(1) 柏市の概況.....	25
(2) 障害者数の将来推計.....	30
6. 計画の推進に向けて.....	32
(1) 計画の評価・見直し.....	32
(2) 推進体制及び評価・進捗管理体制の確保.....	34
(3) SDGsの推進への寄与.....	36
第2章 各論	37
本計画における用語の定義.....	38
施策の体系.....	39
柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり.....	40
施策1 包括的相談支援体制の充実(重点).....	41
施策2 権利擁護体制の充実.....	46
施策3 情報アクセシビリティの充実.....	52
柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり.....	56
施策1 暮らしを支える基盤整備(重点).....	57
施策2 暮らしを支えるサービスの充実.....	61
施策3 安心・安全な生活環境の整備.....	65

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり.....	69
施策1 就労支援の充実(重点).....	70
施策2 社会参加の促進(重点).....	74
施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくり.....	78
柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり.....	82
施策1 乳幼児期における支援の充実.....	83
施策2 学齢期における支援の充実.....	87
施策3 切れ目のない支援体制の構築(重点).....	92
第3章 障害福祉計画	97
障害福祉計画の体系.....	98
1. 障害福祉計画の基本指針.....	100
(1) 計画の策定にあたって.....	100
(2) 国の基本指針の概要.....	100
2. 成果目標の設定.....	102
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	102
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	103
(3) 地域生活支援の充実.....	104
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	105
(5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》.....	106
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	107
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	108
3. 活動指標(障害福祉サービスの見込み).....	109
(1) 訪問系サービス.....	109
(2) 日中活動系サービス.....	110
(3) 居住系サービス.....	112
(4) 相談支援関連.....	113
(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》.....	114
(6) 発達障害者等に対する支援.....	116
(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	117
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組.....	118
(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組.....	119
4. 地域生活支援事業の見込み.....	120
(1) 必須事業.....	120
(2) その他の事業.....	124

付属資料	125
1. 計画策定の流れ.....	126
(1) 策定経過	126
(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会	127
2. 計画策定のための基礎調査等.....	128
(1) アンケート調査	128
(2) 各種ヒアリング調査	129
(3) パブリックコメント	129
3. 用語解説	130

第1章 総論

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念の下、障害福祉施策に係る基本計画や福祉計画について、「ノーマライゼーションかしわプラン」として一体的に作成し、障害の有無にかかわらず地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

これまで、障害者一人一人の状況に応じたサービスを提供するため、身近な相談支援体制の充実に加え、障害者の地域移行や社会参加等の推進を図ることを目的として、地域生活支援拠点の整備や誰もが働きやすい環境づくりの推進等に取り組んできました。2021年度には、多様化・複合化する相談に対応するために「福祉の総合相談窓口」を設置し、さまざまな分野の機関とも連携した重層的支援体制を構築して、障害者の暮らしを一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進を図ってきました。

また、2023年度から5年間を計画期間とする国の第5次障害者基本計画においては、地域社会における共生を目指し、多様化・複合化する課題に対応するとともに、障害者を自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することが掲げられています。

こうした近年の国や県の動向に加え、これまでの施策の進捗状況、2022年度に実施した基礎調査結果に基づくニーズ等を踏まえ、この度、2024年度から2026年度を計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン2024（第4期柏市障害者基本計画（後期計画）、第7期柏市障害福祉計画、第3期柏市障害児福祉計画）」を策定しました。

本計画では、地域共生社会の実現に向け、障害者が主体となり地域生活を送ることができるよう、市全体で構築してきた「かしわネットワーク」を基盤とし、市民にとってより身近な地域における支援ネットワークの強化と活用に取り組みます。

(2) 国・県及び柏市の施策動向

近年、我が国における障害福祉施策は、障害者の地域移行や権利擁護、雇用促進に関する法制度等の改正や策定が多く見られ、それを受けた施策が本市でも展開されてきました。

国において策定された「第5次障害者基本計画」では、障害者の自立や社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することで、地域共生社会の実現につなげることをしています。国の計画を受けて本市では、これまでに整備してきた地域生活支援拠点や福祉の総合相談窓口を中心として構築したネットワークについて、地域でのさらなる活用が求められます。

■ 障害福祉に関する法制度等の動向

年度	国・県	柏市
2019年度 (平成31年度 /令和元年度)	【国】 ● 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部の設置	● 第4期柏市地域健康福祉計画開始 ● 地域生活支援拠点開設 (4か所目)
2020年度	【国】 ● 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布 ● 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本指針策定	● 教育福祉会館リニューアル (総合相談窓口等設置)
2021年度	【国】 ● 障害者差別解消法改正法公布 ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律全面施行 ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 【県】 ● 第七次千葉県障害者計画開始 ● 工賃向上計画支援等事業	● 柏市第五次総合計画後期基本計画開始 ● ノーマライゼーションかしわプラン2021開始 ● 成年後見制度に係る中核機関設置・一次相談窓口の運用開始
2022年度	【国】 ● 障害者総合支援法等の改正法公布 ● 児童福祉法改正法公布 ● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)公布	● 第4期柏市地域健康福祉計画(中間年度見直し版)開始 ● (仮称)柏市子ども・若者総合支援センター整備計画公表
2023年度	【国】 ● 第5次障害者基本計画開始 ● こども家庭庁発足 ● 障害者雇用促進法施行令改正 ● 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針策定	
2024年度	【国】 ● 障害者総合支援法等の改正法施行 【県】 ● 第八次千葉県障害者計画開始	● ノーマライゼーションかしわプラン2024開始

2. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

また、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）第88条第3項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものであり、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等を定める計画です。

これらの計画は、市の最上位計画となる「柏市総合計画」を始め、社会福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として一体的に策定するため、柏市自立支援協議会の意見を聴取の上で、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会にて審議されます。

(2) 計画期間

今回の見直しは、「第4期柏市障害者基本計画（前期計画）」と「第6期柏市障害福祉計画」、「第2期柏市障害児福祉計画」での施策の展開を踏まえ、「第4期柏市障害者基本計画（後期計画）」と「第7期柏市障害福祉計画」、「第3期柏市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。計画の期間は2024年度から2026年度までの3年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総合計画	第5次（後期基本計画） （2021～2025）					第6次 （2026～）
地域健康福祉計画	第4期 （2019～2024）				第5期 （2025～）	
ノーマライゼーション かしわプラン	第4期柏市障害者基本計画（2021～2026）					
	前期（2021～2023）			後期（2024～2026）		
	第6期柏市障害福祉計画（2021～2023）			第7期柏市障害福祉計画（2024～2026）		
	第2期柏市障害児福祉計画（2021～2023）			第3期柏市障害児福祉計画（2024～2026）		

ノーマライゼーションかしわプラン2021 ⇨ ノーマライゼーションかしわプラン2024

(3) 計画の役割(法的根拠等)及び上位計画との関係

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

[将来都市像]

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

<健康・サポート>

○医療・介護 ○包括的支援

第4期柏市地域健康福祉計画【健康・福祉の部門計画】

根拠法:社会福祉法 第107条

[地域健康福祉像]

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、生き生きと暮らせるまち 柏」

<基本施策>

○相談体制の充実 ○情報発信の充実 ○社会参加の促進 ○権利擁護の推進

ノーマライゼーションかしわプラン2024【障害福祉の部門計画】

第4期柏市障害者基本計画(後期計画)

根拠法:障害者基本法
第11条第3項

総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針, 施策・事業

[基本理念] みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

[基本方針] 1 共生社会の実現に向けた協働の促進 ⇒ (柱1, 3)

2 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進 ⇒ (柱2, 4)

[重点目標] 障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用

[基本目標]

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策1 包括的相談支援体制の充実

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

重点施策 施策1 暮らしを支える基盤整備

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

重点施策 施策1 就労支援の充実

施策2 社会参加の促進

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

重点施策 施策3 切れ目のない支援体制の構築

第7期柏市障害福祉計画(第3期柏市障害児福祉計画)

根拠法:障害者総合支援法
第88条第3項

・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策

・障害児福祉計画(根拠法:児童福祉法第33条の20)を内包

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、第2期障害者基本計画（第2期プラン）を策定した2004年度から障害福祉像を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」と定めています。

「みんなでつくる」は、市民や地域社会との協働と、当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」は、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像に共生社会の実現への思いを込めて、各分野別計画に基づき地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、第2期計画から基本理念として位置付けています。第2期計画から継承したものを、引き続き本計画においても基本理念に位置付けます。

〔障害福祉像〕

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

(2) 基本方針

「基本理念」を実現するため、前期計画から引き続き、次の2つを「基本方針」とします。

〔基本理念〕みんなでつくる

⇒〔基本方針1〕 共生社会の実現に向けた協働の促進

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向けて取り組みます。

⇒（柱1, 3）

〔基本理念〕みんなで暮らせるまち

⇒〔基本方針2〕 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進

誰もが生き生きとその人らしく、健やかに安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

⇒（柱2, 4）

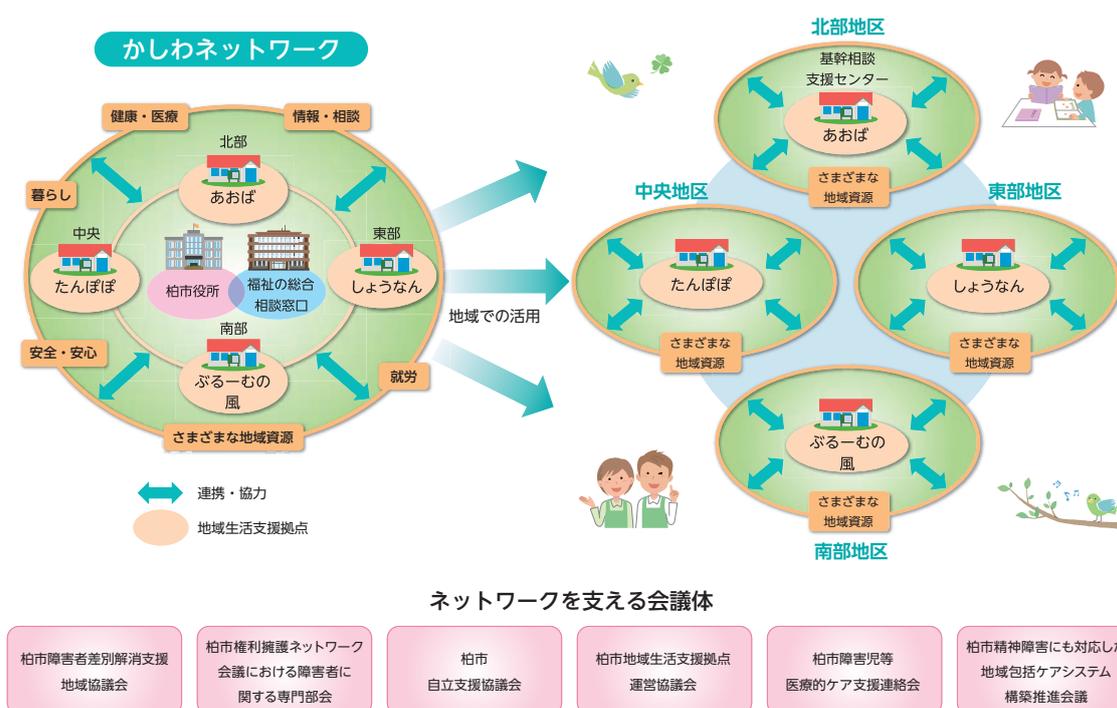
(3) 重点目標

「基本方針」を推進するためには、地域資源や各種事業を有機的につなげ、地域全体で障害者の暮らしを支える体制づくりが重要です。第3期計画においては、全国に先駆けて地域生活支援拠点4か所を整備し、これら拠点を中心として障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」を構築しました。第4期計画の前期計画では、多様化・複合化する障害者と家族の課題に対応するため、「かしわネットワーク」に教育福祉会館内の「福祉の総合相談窓口」の機能や他の地域資源を加え、重層的な支援体制を構築することで、障害者の地域生活を一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進に取り組みました。

上記一連の取組により、市全体にわたる「かしわネットワーク」は一定程度構築されたと評価できる一方で、障害者が自らの決定に基づいて地域での生活を継続していくためには、より本人に寄り添った、生活する地域レベルでの支援の充実が求められています。また、障害者と家族の高齢化など顕著となりつつある課題への対策も重要となっています。こうした背景から、本計画では障害者と家族の生活課題やニーズに対し、より細やかな対応を図るため、市全体の「かしわネットワーク」を基盤とし、市内を4つの地域(地区)に分け、地域(地区)の特徴に応じて、地域レベルにおける支援ネットワークの強化と活用に取り組むこととします。

[重点目標]

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用



(4) 基本目標(4つの柱)

「重点目標」を達成するため、各種施策を整理して体系立て、「基本目標」を設定します。

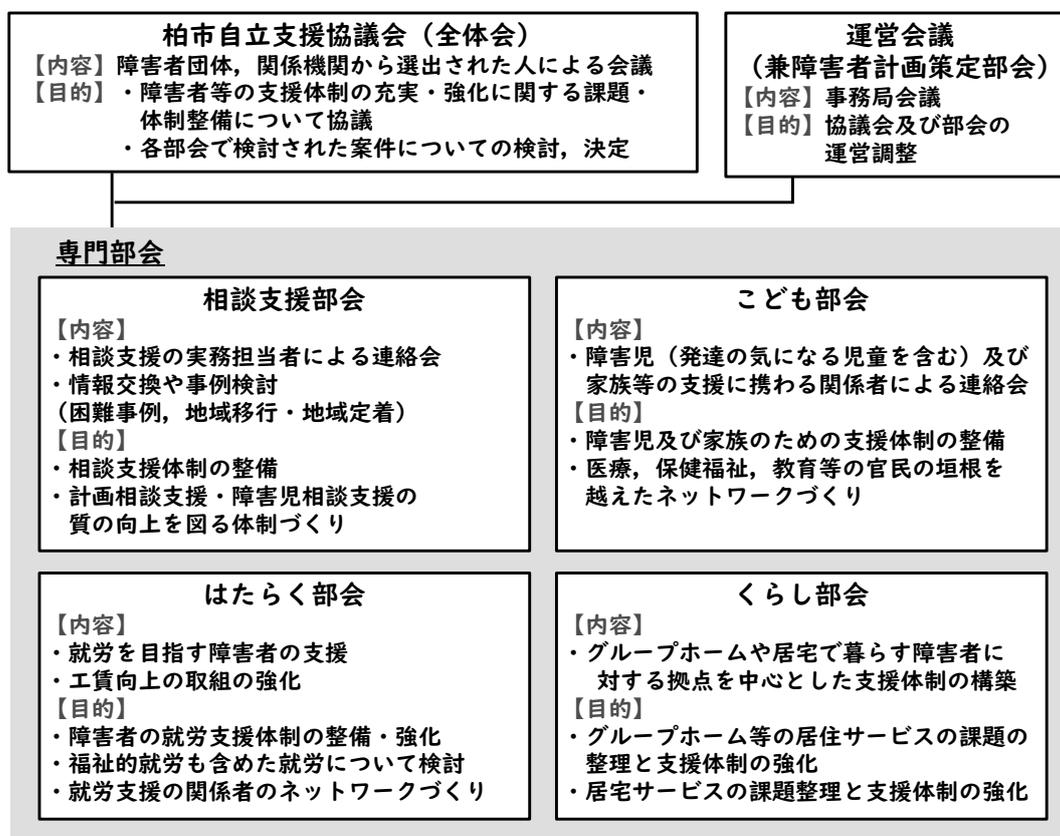
本計画では、前期計画に引き続き、各種施策を柏市自立支援協議会の各専門部会と関連付けて「基本目標(4つの柱)」として設定し、計画の推進体制を明確にしています。

4つの柱		関連する専門部会
柱1	みんなで守り寄り添う共生のまちづくり	相談支援部会
柱2	みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり	くらし部会
柱3	みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり	はたらく部会
柱4	みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり	こども部会
計画全体に関連する会議体(関係機関)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市権利擁護ネットワーク会議 ・ 柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議 ・ 柏市障害者差別解消支援地域協議会 ・ 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会 ・ 柏市地域生活支援拠点運営協議会 		

【前期計画からの変更点】

	前期計画	本計画
基本理念	みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ	
基本方針	1. 共生社会の実現に向けた協働の促進 2. 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進	
重点目標	障害者の暮らしを支える かしわネットワークの深化・推進	障害者の暮らしを支える かしわネットワークの地域での活用
基本目標と柱ごとに包含するカテゴリ		
柱1	①相談支援, ②権利擁護, ③情報提供	①相談支援, ②権利擁護, ③情報アクセシビリティ ⇒情報の利用の視点を追加
柱2	①基盤整備, ②障害福祉サービス, ③防災・防犯, バリアフリー	①基盤整備, ②障害福祉サービス, ③防災・防犯, バリアフリー ⇒柱4から医療を移動, 追加
柱3	①就労支援, ②社会参加, ③共生意識	①就労支援, ②社会参加(当事者), ③共生意識(周囲) ⇒②と③の各事業を対象者を基に整理
柱4	①乳幼児期, ②学齢期, ③医療的ケア, 精神包括ケア, 医療	①乳幼児期, ②学齢期, ③切れ目のない支援 ⇒子どもに特化した柱に変更 医療的ケア, 精神包括ケアは各柱に分散

柏市自立支援協議会・専門部会・その他会議体（関係機関）



《その他会議体（関係機関）》

- ◆ **柏市権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会**
 障害者虐待防止のネットワークづくり，権利擁護に関する課題の整理，事業所関係者及び市民に対する研修・啓発活動を行う。
- ◆ **柏市障害者差別解消支援地域協議会**
 2016年4月に障害者差別解消法が施行されたことを受け設置。権利擁護と関連が深く，構成委員も重複が多いため，柏市権利擁護ネットワーク会議と一体的に活動する。
- ◆ **柏市障害児等医療的ケア支援連絡会**
 柏市における医療的ケアを要する障害児者（介護保険対象者を除く）の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図る。
- ◆ **柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議**
 医療，障害福祉，介護，社会参加，住まい，地域の助け合い，教育などが包括的に支援するシステムの構築を目指し協議する。
- ◆ **柏市地域生活支援拠点運営協議会**
 柏市に暮らす障害者等が地域で安心して生活できる環境の推進を図り，地域生活支援拠点の円滑かつ適正な推進について検討する。

(5) 重点施策

「重点目標」の達成のために設定する「基本目標」の4つの柱ごとに、特に重点的に取り組む事項を「重点施策」として位置付けます。各柱における重点施策は次のとおりです。

◆ 柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策1 包括的相談支援体制の充実

⇒ 障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」の入口となる相談支援について、身近な地域で安心して、専門的な相談ができるような体制の充実を図ります。

◆ 柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

重点施策 施策1 暮らしを支える基盤整備

⇒ 「かしわネットワーク」の中核となる地域生活支援拠点の機能強化とあわせて、地域ごとのネットワークを強化することで、地域で安心して生活できるような体制の充実を図ります。

◆ 柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

重点施策 施策1 就労支援の充実

重点施策 施策2 社会参加の促進

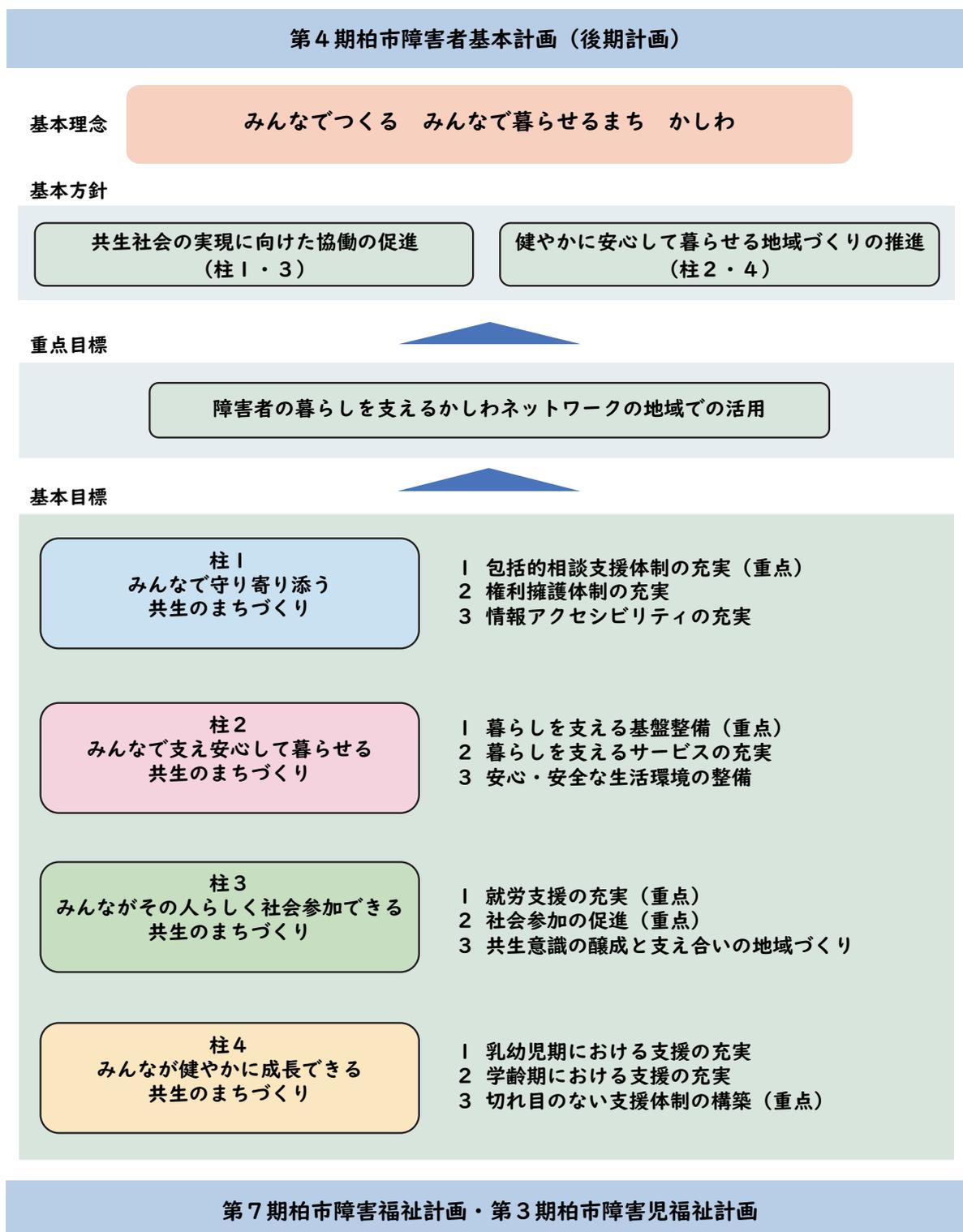
⇒ 「かしわネットワーク」の各機関と連携・協力しながら、障害者が自らの選択に基づいて、地域で就労・社会参加できるような体制の充実を図ります。

◆ 柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

重点施策 施策3 切れ目のない支援体制の構築

⇒ 「かしわネットワーク」の各機関と連携・協力しながら、ライフステージによって途切れることなく、子どもが地域で適切な支援を受けられるような体制の充実を図ります。

(6) 本計画の体系



4. 前期計画の振り返りを踏まえた基本的な考え方の設定

前節の「3. 計画の基本的な考え方」の設定にあたっては、前期計画に基づき変更点の検討を行いました。この節では、前期計画の施策体系ごとに、現状とニーズ、課題を振り返った上で、本計画において目指す姿と重点的な取組や事業のキーワードを示します。

柱1：みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

【施策1】包括的相談支援体制の構築（重点）

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身近な場所で気軽に、専門的相談ができる体制の充実 ◆ 「断らない」相談窓口の設置と重層的な相談体制の構築
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な相談窓口である委託相談支援事業所の周知や相談ニーズの高まりにより、相談件数が増加しました。基礎調査によれば、身近な相談場所に、専門的な知識を持った相談員が必要とされています。 ・ 断らない相談窓口として「福祉の総合相談窓口」を設置し、子どもから高齢者まで幅広い属性から、多岐にわたる相談を受け付けました。基礎調査によれば、包括的相談支援体制の整備は評価されていますが、効果的な運用には至っていないとされています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加等により、地域の指定相談支援事業所への支援体制が十分とは言えない状況であり、国が推進する基幹相談支援センターの機能強化も含め、支援者支援の充実が求められます。 ・ 相談支援に関わる各機関の役割が曖昧であり、関係機関の顔の見える関係を構築できていない状況です。また、生涯を通じた切れ目のない支援や、精神保健にも課題を抱える人への支援など、さらなる包括的な相談支援体制が求められます。
----	--

本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 身近な場所で安心して専門的な相談ができる体制の充実 ◇ 「断らない」相談支援体制を中心とした包括的な相談支援体制の充実 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>基幹相談支援センターの機能強化、 地域の相談支援従事者への支援、 地域生活支援拠点を中心とした多分野の機関との連携強化</p>
--------------	--

【施策2】権利擁護体制の充実

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成年後見制度等の利用促進による日常生活の支援 ◆ 障害者虐待の防止・早期発見に向けた体制の充実 ◆ 障害を理由とする差別のない社会の実現
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> • 成年後見制度に係る中核機関を設置するとともに、一次相談窓口の運用を開始しました。基礎調査では一次相談窓口の認知度は低い状況ですが、制度に対する潜在的ニーズがあることが指摘されています。 • 柏市権利擁護ネットワーク会議を設置して、研修を実施するとともに、関係機関との連携を図っています。また、虐待通報件数は増加しており、養護者からの虐待疑いと合わせて施設職員からの虐待疑いが増加しています。 • 柏駅前等で障害者差別に対する理解啓発を行いました。基礎調査によれば、障害者差別解消法の認知度は障害者で2割後半、市民で6割前半となっています。また、2024年4月から障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化となります。

課題	<ul style="list-style-type: none"> • 成年後見制度の相談窓口の認知度が低く活用されていない状況です。また、相談窓口においては、制度への潜在的なニーズに気づき、制度案内をするなどの対応が必要です。 • 障害者虐待の防止徹底に向け、施設内の組織・マネジメント体制の強化や施設職員の理解促進に加え、虐待に対応する市役所の体制強化が必要です。 • 障害者差別解消法の内容や合理的配慮の必要性などについて十分に認知されているとは言えない状況であり、障害者差別に関する相談も多くはありません。
----	---

本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 成年後見制度等の利用による日常生活の支援 ◇ 障害者への虐待のない社会の実現 ◇ 障害を理由とする差別のない社会の実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>成年後見制度及び一次相談窓口の周知、 相談を受ける側のスキルアップ、 施設への障害者虐待防止に向けた普及啓発、 事業所に合わせた虐待防止策の検討、 障害者差別解消法の周知、 差別解消に関する理解啓発</p>
--------------	---

【施策3】情報提供の充実

<p>前期計画の 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要な情報をわかりやすく適切に提供 ◆ コミュニケーションに必要な支援を受けられる状態の実現
<p>現状と ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉関連の制度やサービスをまとめた「障害福祉のしおり」についてレイアウトを見直し、情報提供の充実を図りました。基礎調査によれば、情報入手には多様な媒体が活用されていますが、各媒体の利用は2割程度にとどまり、情報入手方法がわかりづらいとの意見があります。また、福祉サービスの制度・サービスがわかりづらく、困っている人が2割後半います。 ● 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」に基づき、国は意思疎通支援を推進しており、本市においても手話通訳者や要約筆者等の派遣による意思疎通支援を行っています。



<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害福祉のしおり」を始めとする既存媒体の利用割合が限られており、情報入手方法がわかりづらい状況です。また、制度やサービスの案内を工夫する必要があります。 ● 必要な人が自分に合う意思疎通支援を選択できるよう、意思疎通支援を幅広く周知するとともに、支援者を育成していく必要があります。
-----------	---



<p>本計画で 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害特性や年代に応じた情報アクセシビリティ¹の確保 ◇ 必要な時に適切なコミュニケーション支援を受けられる状態の実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>多様な媒体を活用した情報の取得支援、 取得した情報の利用支援、 意思疎通支援の推進</p>
----------------------	--

¹ 情報アクセシビリティ:情報の取得や利用にあたって、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすること。

柱2: みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

【施策1】暮らしを支える基盤整備（重点）

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域生活支援拠点と連携した地域ネットワークの充実 ◆ 高齢障害者・重度障害者等に対応した基盤整備
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活を支援するネットワーク構築のため、地域生活支援拠点間だけでなく、高齢者福祉や地域福祉など他分野の機関とも各種会議等を通じた連携強化を図りました。基礎調査によれば、将来自宅で暮らしたい障害者は7割半ばで、地域での生活を望む人が多くなっています。 ● 高齢化・重度化に対応する施設整備のため、柏市立青和園を民営化しました。基礎調査によれば、親亡き後を心配する声が多く聞かれ、国でも障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進しています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での生活を望む障害者が多いことから、関係機関の連携強化を始め、地域で暮らせる環境整備を進めていく必要があります。 ● 高齢化・重度化にも対応できるグループホームや、親亡き後への支援が求められています。
----	---

本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域全体での障害者の暮らしを支える支援ネットワークの充実 ◇ 高齢障害者や重度障害者、医療的ケア者等も含め、本人の希望に応じた地域生活の実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>地域生活支援拠点を中心とした地域の関係機関によるネットワークの深化、 高齢障害者や重度障害者等の特別な配慮が必要な人への支援体制の強化</p>
--------------	---

【施策2】暮らしを支えるサービスの充実

前期計画の 目指す姿	◆ サービスの充実を図り、個々のニーズに対応した社会参加や自立を支援・促進
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 訪問系サービスや日中活動系サービスはコロナ禍でもサービス提供が継続できるよう、感染対策に必要な物資の提供や購入補助を行いました。基礎調査によれば、地域で自立した生活を続けていくためには、身の回りの手伝いを始めとして、多様なサービスが求められています。 基礎調査によれば、重点的な取組が必要なものとして、暮らしを支えるサービスが挙げられており、地域生活を継続するための在宅サービスの充実、訪問サービスや日中活動の充実等が求められています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域、特に在宅での生活を継続するためには、身の回りの手伝いを始めとした多様なサービスが必要であり、サービスの質の確保や向上も課題です。 地域で自分らしい生活を送ることができるよう、日中活動の充実が必要です。また、家族が主な介護や支援の担い手となっている場合も多い状況です。
----	---

本計画で 目指す姿	<p>◇ 地域で自分らしい生活を送ることができるよう、個々のニーズに対応したサービスの充実</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>在宅生活を継続するためのサービスや支援の充実、 指導監査や適切な利用促進によるサービスの質の担保、 安心して医療を受けられる支援の提供</p>
--------------	---

【施策3】安全・安心な生活の環境の整備

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急時・災害時対応や地域の防犯体制の充実 ◆ 誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> • 柏市防災福祉K-netを中心とした共助の体制構築に取り組んでいます。基礎調査によれば、災害時に適切に行動するためには、地域住民との日常的なつながりが求められているほか、災害発生時には、障害に配慮した適切な支援が必要とされています。 • 公共交通機関におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進しました。基礎調査によれば、外出しやすいように街や施設のバリアフリー化が求められています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時に近所に助けを求められる人がいない障害者がいるなど、地域における支援体制は十分とは言えません。また、市内全域での個別避難計画策定が必要です。 • 引き続き、公共交通機関等の支援や整備、安全対策の取組が必要です。また、防犯に関する啓発も引き続き取り組む必要があります。
----	---



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 緊急時対応や障害特性に配慮した地域の防災・防犯体制の充実 ◇ 誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>緊急時に適切に対応できる体制の整備、 障害特性に配慮した支援の提供体制の構築、 安心して外出できるまちづくり</p>
--------------	---

柱3: みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

【施策1】就労支援の強化(重点)

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就労支援機関や雇用関連機関等との連携による障害者雇用の促進 ◆ 障害者就労施設等の工賃向上
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労希望及び在職中の障害者が登録する, 障害者就業・生活支援センターの登録者数は増加しています。また, 企業に対する相談会等を通じて一般就労の促進を図るとともに, ジョブコーチ派遣事業による職場定着支援の充実に取り組みました。基礎調査によれば, 長期的に働くためには, 職場の理解や体調にあった勤務体制, 能力を生かせる仕事が必要とされています。 ● 工賃の向上を目指し, 施設製品のPR等を実施しました。また庁内に向けては, 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労を希望する障害者の多様なニーズに対応するため, 障害者雇用に理解のある企業の拡大が求められています。また, 安定して働き続けるために, 障害者一人一人の状況や特性に応じた支援や企業の配慮が必要です。 ● 市内の障害者就労施設等における工賃は, 国や県の平均額を下回っており, 引き続き工賃向上が課題です。
----	---

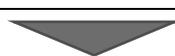
本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 希望する場所で働き続けられるような就労支援体制の充実 ◇ 工賃向上の取組の強化 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>多様なニーズに応じた就労支援, 就労する障害者と企業との相互理解促進, 受注業務や販路を拡大する取組強化</p>
--------------	---

【施策2】拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進（重点）

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害の有無にかかわらず社会参加できる機会の創出 ◆ 障害者が地域でつながり、生き生きと活動できる環境の実現
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> • 教育福社会館に設置した「あ・えーるテラス」では、ワークショップやイベントなどさまざまな形で社会参加の機会を提供しました。基礎調査によれば、社会参加のためには身近な活動の場や興味のある活動が必要とされています。 • 障害福祉関係団体の活動拠点として整備した、障害者活動センター利用件数は増加しています。一方で、団体構成員以外が参加できるような活動は少なく、交流や居場所づくりとしての機能は十分果たせていません。国では、文化芸術、スポーツ等の振興を通じて、障害者の余暇の充実を図ることが求められています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者の外出目的は買い物等の生活上必要な目的が大半であり、地域において、障害者にとって参加しやすく、興味が持てる活動が求められています。 • 障害者同士や市民との交流機会となり得るスポーツや文化芸術活動、その他の趣味などを目的とした外出は少なく、参加したい障害者も少ない状況です。また、障害福祉関係団体の活動においても、団体構成員以外との交流は希薄です。
----	--



本計画で 目指す姿	<p>◇ 障害の種類や程度にかかわらず、その人らしく社会参加し、充実した余暇を過ごすことができる地域社会の実現</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>日常的に通いやすい身近な場所での多様な社会参加機会の提供、 障害者同士や市民との交流機会の提供、 障害者の居場所の創出</p>
--------------	---

【施策3】共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

<p>前期計画の 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害への理解を深めるための啓発・交流, 福祉教育の充実による共生意識の醸成 ◆ ボランティア活動の推進
<p>現状と ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 12月の障害者週間にあわせ, 障害理解・啓発イベントを実施しました。基礎調査によれば, 差別や偏見を持たずに暮らすためには, 学校での福祉教育や広報等での啓発, 地域との交流が必要とされています。 • 障害者支援ボランティア養成講座を開催し, 市民の福祉活動への参加を促進しました。一方で基礎調査によれば, 障害福祉や障害者に関心はあるが特に何もしていない市民が7割前半となっています。
	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者に対する差別や偏見があると感じている人は多く, また, 障害者と交流した経験がない人もいるなど, 取組の成果は十分ではありません。 • 障害福祉に関心があっても行動に移している市民は少ない状況です。
	
<p>本計画で 目指す姿</p>	<p>◇ 障害の有無にかかわらず, 互いを尊重し, とともに支え合う地域社会の実現</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>障害に関する啓発活動や交流機会の充実による共生意識の醸成, 市民の福祉活動への参加促進, ボランティア団体の活動支援</p>

柱4: みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

【施策1】乳幼児期における支援の充実

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◆ こども園・幼稚園・保育園等, 地域で適切な支援を受けられる体制の強化
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> • 幼児健診時の全数面談実施や発達支援事業所との連携により, 早期発見や情報共有に努めました。また, 児童発達支援事業所間の連携を目的とした情報共有や研修会を実施し, 支援の充実を図っています。基礎調査によれば, 発育・発達の遅れに悩む, 就園・就学に不安がある保護者は8割程度います。 • 民間事業所との連携等を通じて, 保育所等訪問支援を希望する児童に対して積極的な支援を行いました。国では, 保育所等訪問支援を活用した障害児の地域へのインクルージョンを推進しています。 • 2023年度より, 国における障害児支援はこども家庭庁に移管され, 保育所と児童発達支援等の一体的な支援(インクルーシブ保育)など, 子どもに関する政策を包括的に推進しています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> • 発達や就園・就学に不安がある保護者は多く, 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの継続した専門的な支援や, その家族へのサポートが求められています。 • 保育所等訪問支援事業を活用した支援ニーズの増加に伴い, 訪問する事業所によって差異が生じている支援内容や実施方法を統一・共有することで, 地域で適切な支援を受けられる体制を整える必要があります。 • 保護者からは乳幼児期における就園・就学の不安など, 子どもの成長による環境の変化に伴う不安が見られ, 支援が途切れてしまう場合もあります。
----	--

本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◇ こども園・幼稚園・保育園等, 地域で適切な支援を受けられる体制の強化 ◇ 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築 【「切れ目のない支援」に関する施策を新設】 <p>[重点的な取組や事業のキーワード],</p> <p>相談支援と療育支援の両面から適切な支援を提供できる体制の強化, 児童発達支援センターが中心となつての受け入れる施設側のスキルアップ, 子どもの成長に合わせた情報の連携</p>
--------------	--

【施策2】学齢期における支援の充実

<p>前期計画の 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ インクルーシブ教育システムのさらなる充実 ◆ 放課後や休日における居場所の確保
<p>現状と ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 就学相談の充実により、適切な就学の方が提供できるようになっています。また、特別支援学級が増加しており、特別支援教育に関する研修は各校からも一定のニーズが見られました。 • こども家庭庁では、さまざまなニーズや特性を持つ子どもや若者が各々のニーズに応じた居場所を持てるよう、放課後等デイサービスを含め、子どもの居場所づくりに関する調査審議を進めています。 • 基礎調査によれば、学齢期においては、進学や就職に関する情報提供、学習支援、長期休暇・放課後の支援など多様なニーズがあり、また、卒業後にもさまざまな相談先や就労支援等を希望する保護者が5～6割程度います。



<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • インクルーシブ教育システムのさらなる充実に向け、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上や、交流及び共同学習の目的や内容、実施方法について、十分な理解やより効果的な実施が必要です。 • 利用者数が増加している放課後等デイサービスの質を担保するとともに、放課後等支援を含め、学校外において必要な支援が得られるような環境整備が求められています。 • 学齢期だけでなく、卒業後においても必要な情報の提供と支援の充実が重要です。
-----------	--



<p>本計画で 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ インクルーシブ教育システムのさらなる充実による、障害児の学びの保障と共に学ぶ教育の推進 ◇ 放課後や休日における居場所の充実 ◇ 学齢期及び卒業後における切れ目のない支援体制の構築 【「切れ目のない支援」に関する施策を新設】 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実、 各校における「交流及び共同学習」の推進、 放課後や休日における適切な支援の提供による子どもの居場所づくり、 学齢期や卒業後における必要な情報の提供と支援の充実</p>
----------------------	---

【施策3】医療・ケア体制の充実（重点）

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療的ケアを必要とする障害児者や重度の肢体不自由児者とその家族が、地域で安心して暮らせる支援体制を構築 ◆ 長期入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の支援体制を構築
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> • 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会（医ケア連絡会）において、医療的ケア支援の現場等からの課題提起や対応の検討を進めました。また、補助制度の創設により、喀痰吸引等の特定行為ができる事業者数が増加しています。国では、医療的ケア児及びその家族に対する総合的な支援体制の構築を進めています。 • 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議を進めました。精神保健福祉法改正により、市町村には、精神保健に課題を抱えている人と家族への相談支援が求められることとなりました。
	
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 医ケア連絡会における各課題の検討を進め、ニーズに基づき、医療的ケア等の支援体制を充実する必要があります。 • 精神障害者の地域移行・地域定着に向け、にも包括での協議を通じ、地域や関係機関等との協働による取組を推進する必要があります。また、精神保健福祉に関する包括的な相談体制の整備が必要です。
	
本計画で 目指す姿	<p>※医療的ケア児者及び精神障害者に対応した支援体制は、前期計画の期間中に一定程度検討が進み、今後は各柱（相談支援、くらし、就労支援・社会参加、子ども）と連携しながら取組を検討していく必要があることから、本計画においては本施策を発展的に解消し、各柱と連携して課題や対応を検討します。</p> <p>【他施策へ分離・統合】</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>医療的ケア児者及びその家族に対する総合的な支援、 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p>

[参考] 前期計画【柱4-施策3 医療・ケア体制の充実】の他施策への分離・統合状況

(前期計画) 柱4-施策3-取組1 医療的ケア等の支援体制の充実

(本計画)

- **相談支援** 柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり
施策1 包括的相談支援体制の充実
 - ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
 - ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催
- **くらし** 柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり
施策1 暮らしを支える基盤整備
 - ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催
 - ・喀痰吸引等研修受講料補助金
- **子ども** 柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり
施策1 乳幼児期における支援の充実
 - ・キッズルームの運営
 - ・医療的ケア児の保育施策2 学齢期における支援の充実
 - ・教育支援員・医療的ケア看護師・個別支援教員の配置施策3 切れ目のない支援体制の構築
 - ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
 - ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催

(前期計画) 柱4-施策3-取組2 精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実

(本計画)

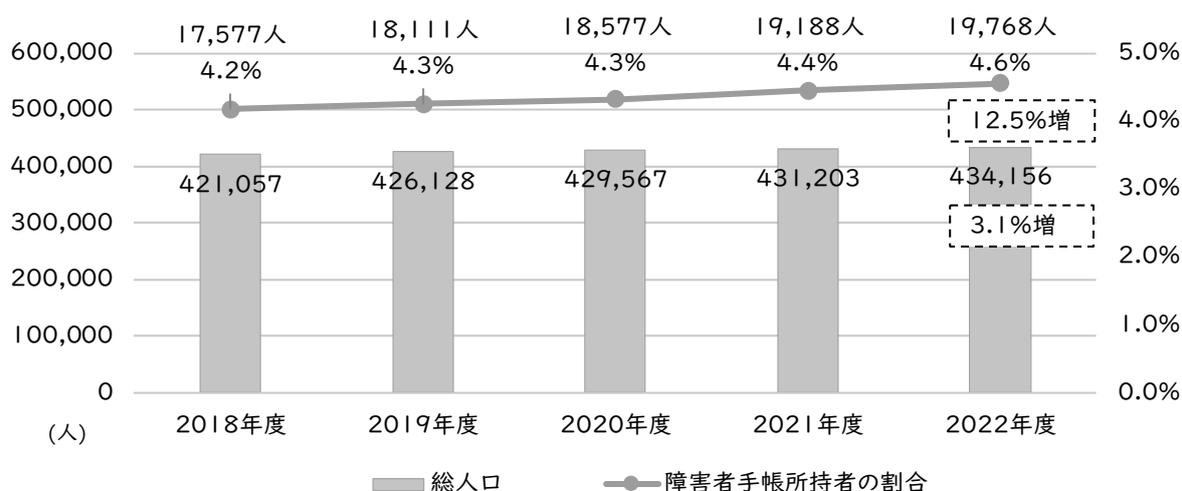
- **相談支援** 柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり
施策1 包括的相談支援体制の充実
 - ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
(柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業)
- **くらし** 柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり
施策1 暮らしを支える基盤整備
 - ・柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業
- **就労・社会参加** 柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり
施策1 就労支援の充実
 - ・障害者等社会参加・就労支援事業
 - ・障害者等社会参加コーディネート事業施策2 社会参加の促進
 - ・柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくり
 - ・障害者支援ボランティア養成講座の開催

5. 障害福祉を取り巻く状況と見通し

(1) 柏市の概況

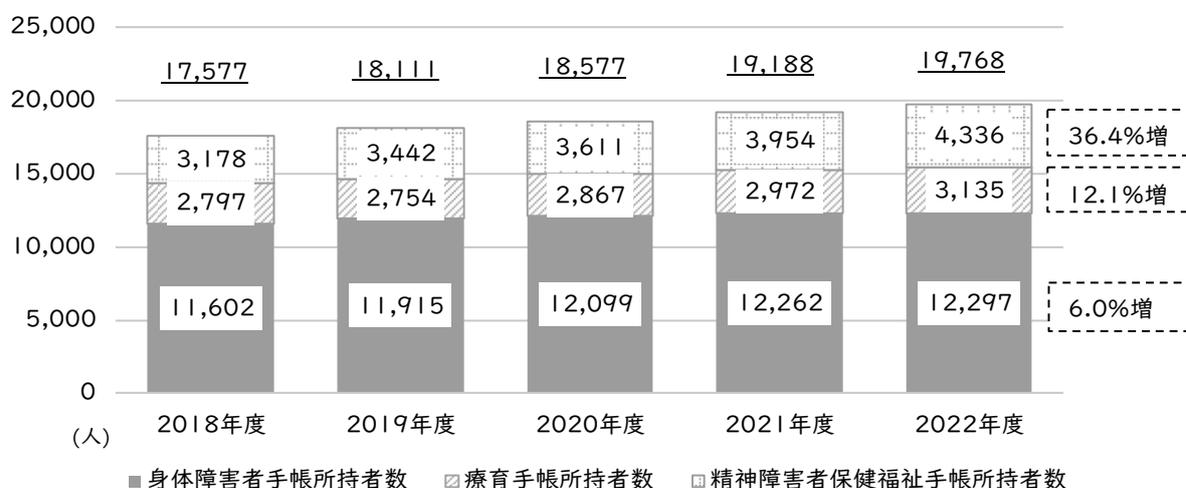
① 柏市の総人口と障害者手帳所持者数の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、総人口に占める障害者手帳所持者数は2,191人増加しています。また、増加割合をみると、総人口が3.1%増であるのに対して、障害者手帳所持者数は12.5%増と、総人口と比較して所持者数の増加割合が大きくなっています。



② 障害区分別障害者手帳所持者数の推移

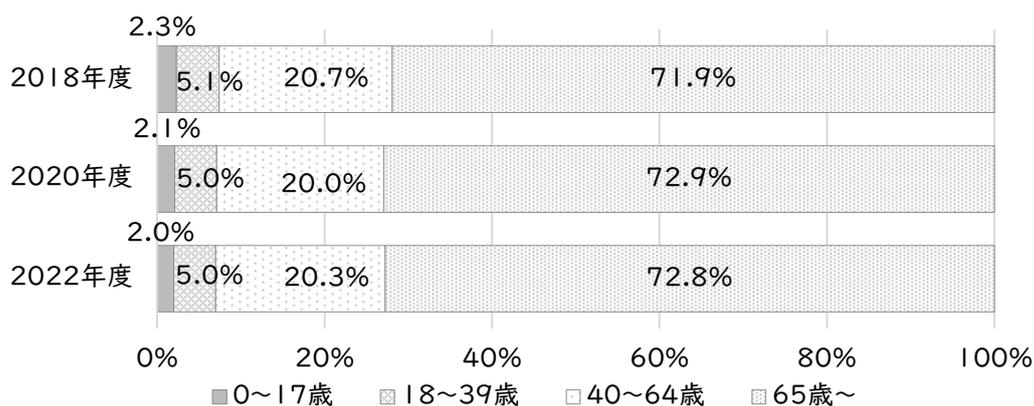
2018年度から2022年度までの5年間で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれにおいても所持者数は増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加割合は、2018年度と比較して36.4%増と増加割合が顕著です。



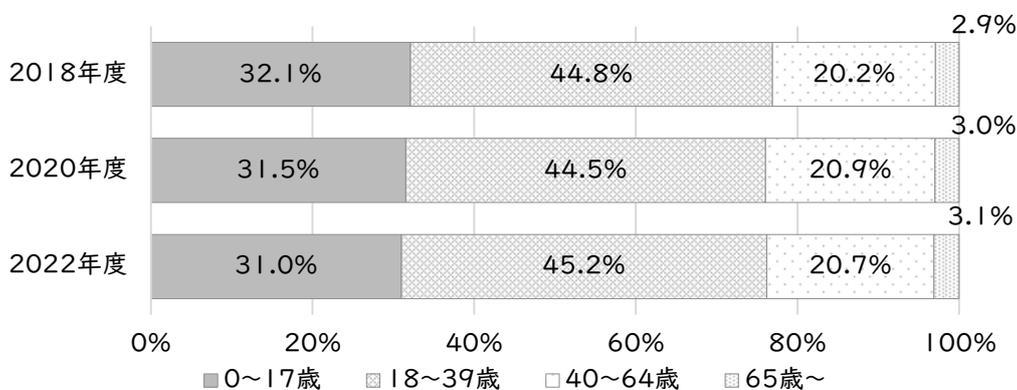
③ 手帳所持者の年齢分布の推移

各手帳（身体障害者、療育、精神障害者保健福祉）所持者の年齢分布はいずれにおいても2018年度から大きな変化はなく、ボリュームゾーンは変わっていません。身体障害者手帳所持者では65歳以上が最も多く72%前後、療育手帳所持者では18～39歳が最も多く45%前後、精神障害者保健福祉手帳所持者では40～64歳が最も多く、55%前後となっています。

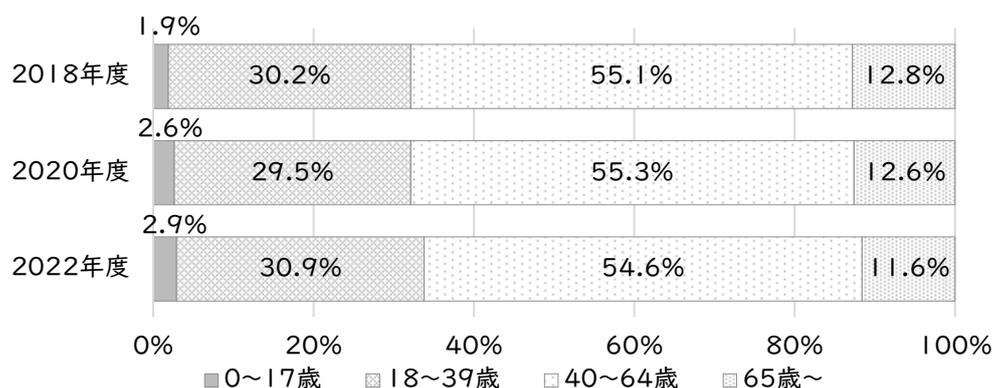
《身体障害者手帳所持者の年齢分布の推移》



《療育手帳所持者の年齢分布の推移》

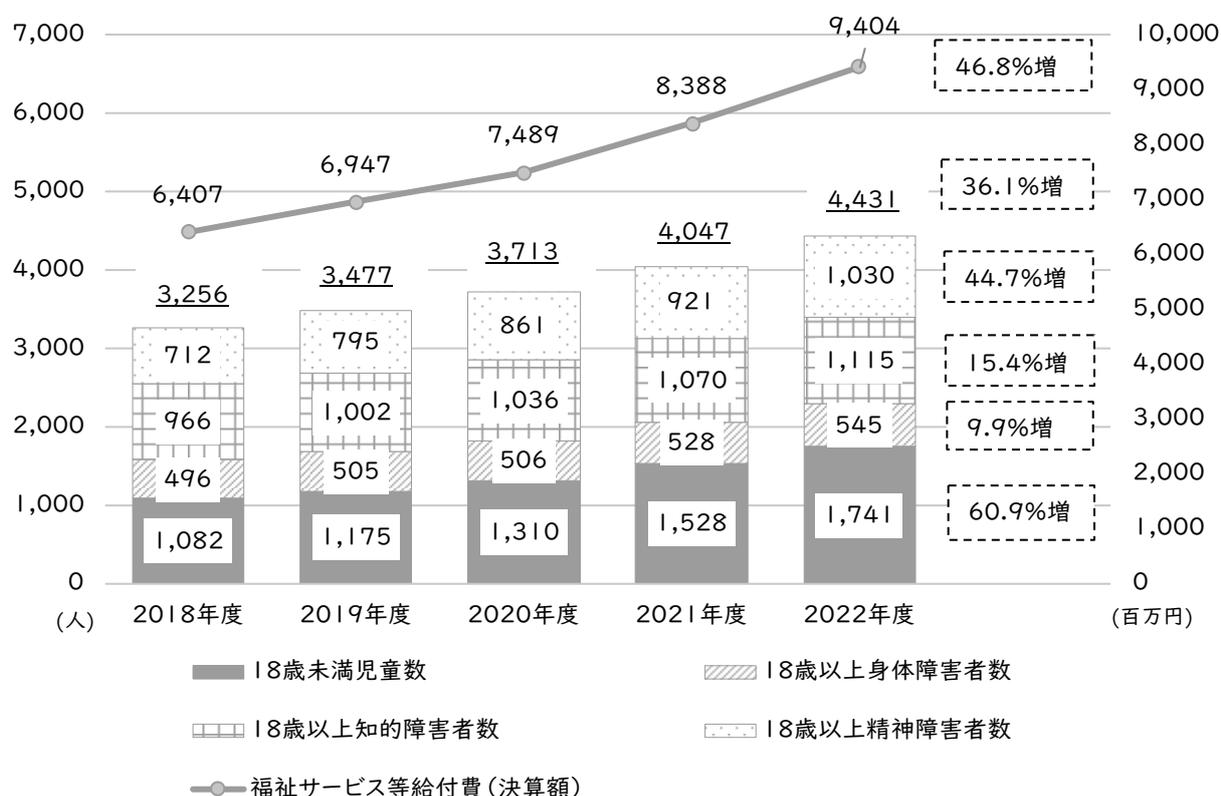


《精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布の推移》



④ 福祉サービス受給者証所持者数²及び福祉サービス等給付費³(決算額)の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、受給者証の所持者数は年々増加し(36.1%増)、それに伴い福祉サービス等給付費(決算額)も増加しています(46.8%増)。特に、18歳未満の児童及び18歳以上精神障害者の受給者証所持者数の増加率が高く、支援ニーズが高まっています。



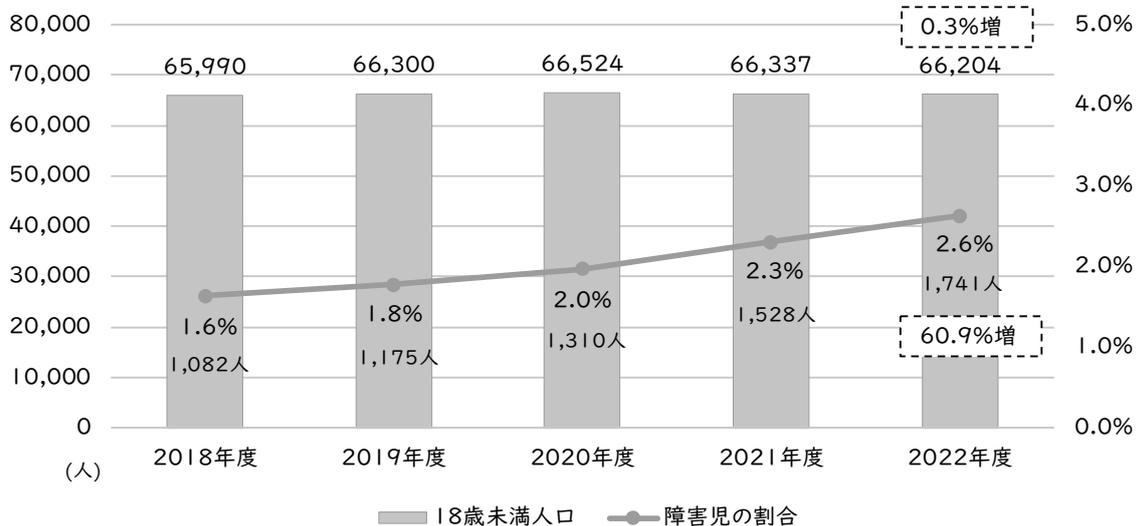
(参考) 18歳以上難病患者: 3人(2018年度), 3人(2019年度), 3人(2020年度), 5人(2021年度), 6人(2022年度)

² 児童のみ、福祉サービス受給者証及び通所受給者証の一方又は両方の所持している児童を障害児としてカウントしている。

³ 福祉サービス等給付費には介護給付費や通所支援給付費等が合算されている。

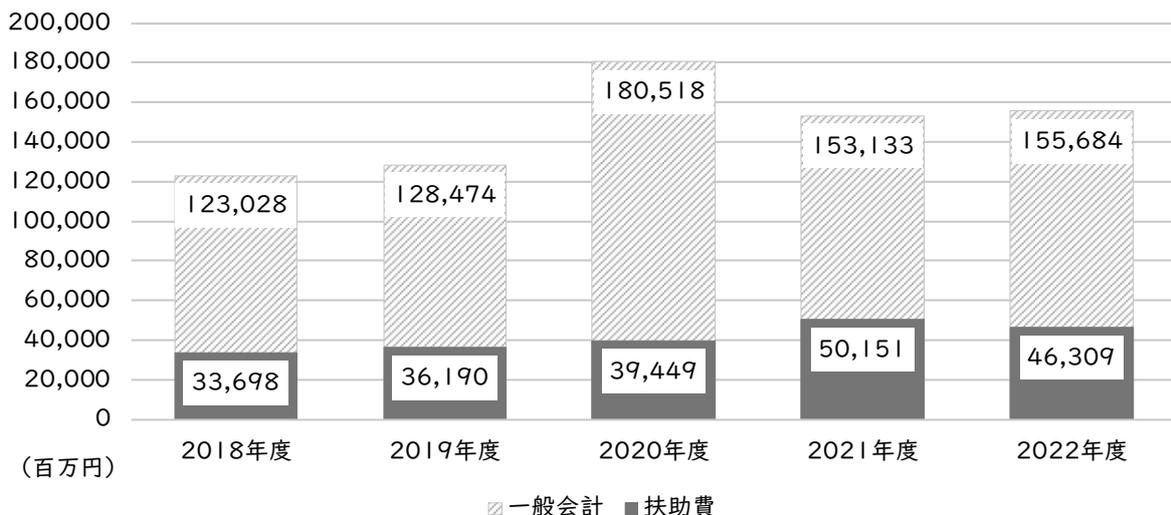
⑤ 18歳未満人口と障害児⁴数の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、18歳未満の障害者（障害児）数は659人増加しています。また、増加割合をみると、18歳未満人口が0.3%増であるのに対して、障害児数は60.9%増と、18歳未満人口と比較して障害児数の増加率が顕著です。



⑥ 柏市の一般会計及び扶助費の決算額

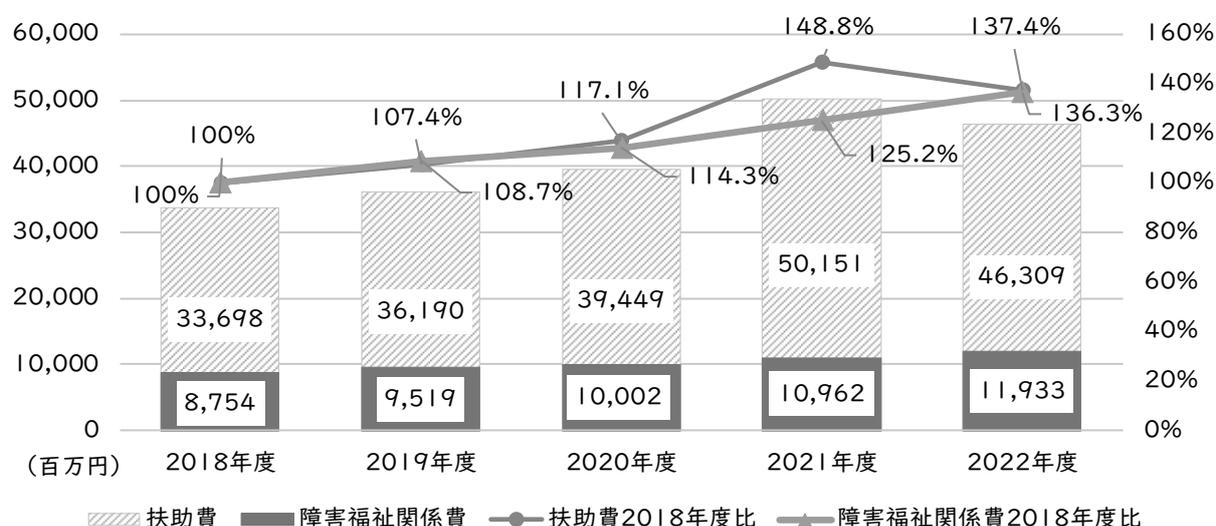
2018年度から2022年度までの5年間で、市の一般会計決算額は増加しており、そのうち、義務的経費である扶助費（福祉や医療に係る支出）に係る決算額も増加しています。障害福祉関係費も扶助費が増加する一因です。



⁴ 福祉サービス受給者証及び通所受給者証の一方又は両方を所持している児童を障害児としてカウントしている。

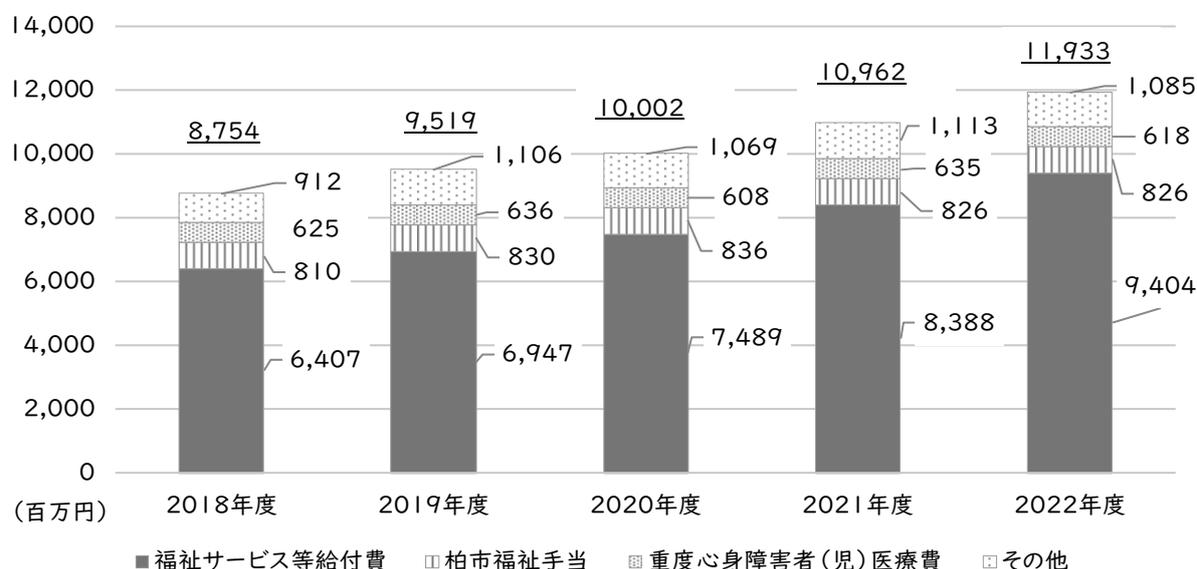
⑦ 扶助費及び障害福祉関係費の決算額(歳出)

2018年度から2022年度までの5年間で、扶助費に係る決算額も、障害福祉関係費の決算額(歳出)も年々増加しており、継続的な増加が見られます。



⑧ 障害福祉関係費決算額(歳出)の支出額上位3項目⁵の推移

障害福祉関係費の決算額(歳出)のうち、支出額上位3項目が占める割合が全体の90%前後を占めており、その金額は年々増加しています。



障害福祉関係費が増加する一方、最適な市民サービスを提供するためには、限られた行政資源を効果的、効率的に活用する必要があります。今後も持続可能な市民サービスを提供するため、必要に応じ制度の見直しを図ります。

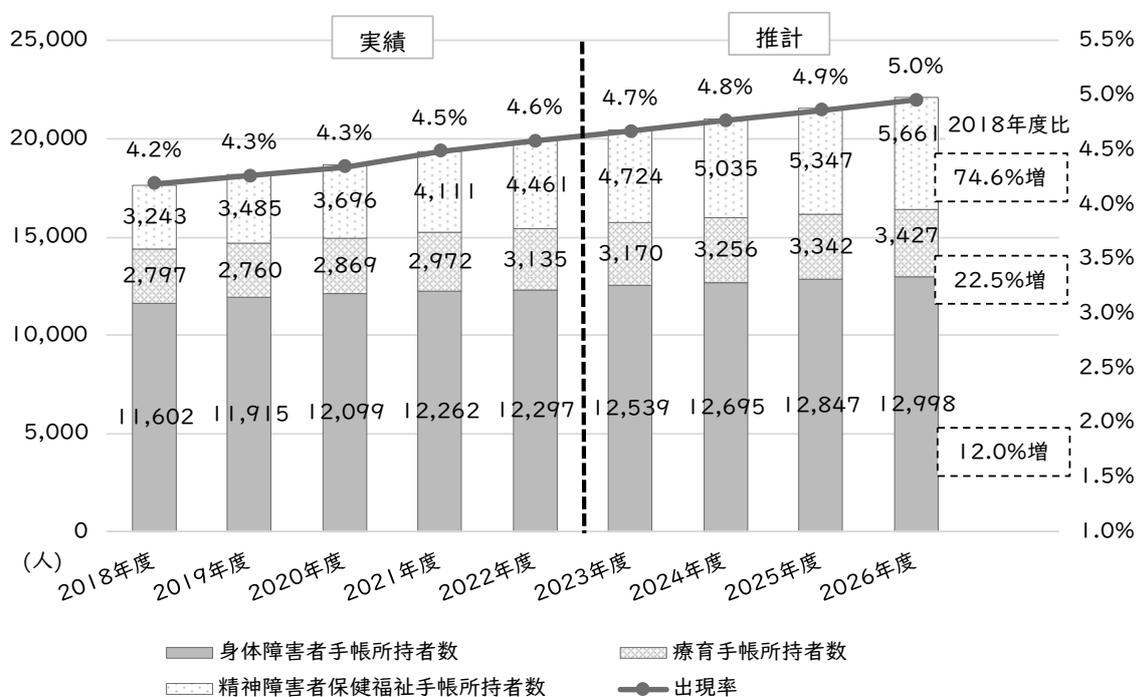
⁵ 福祉サービス等給付費(介護給付費や通所支援給付費等)、柏市福祉手当、重度心身障害者(児)医療費。

(2) 障害者数の将来推計

過去(2018~2022年度)の柏市の総人口に対する障害者手帳所持者⁶の出現率⁷を算出し、過去の傾向を踏まえ、2026年度までの障害者手帳所持者の出現率を推計しました。推計した出現率に推計人口を乗じることにより、障害者手帳所持者数を算出しました。

① 障害者手帳所持者の出現率及び障害区分別障害者手帳所持者数の将来推計

総人口に対する障害者手帳所持者の出現率は、2018年度から増加傾向にあり、2026年度には総人口の5.0%がいずれかの障害者手帳を所持することが見込まれています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれにおいても所持者数は増加傾向にあります。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2026年度に2018年度比で74.6%増と顕著な増加が見込まれています。

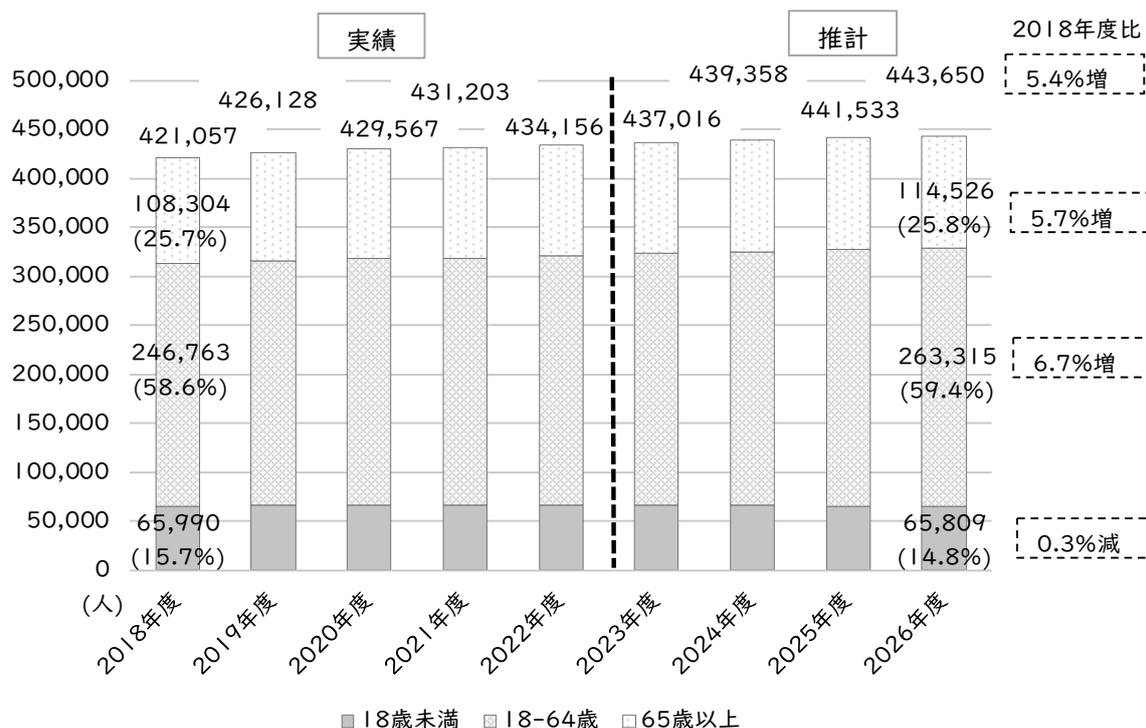


⁶ 障害者数の推計値算出にあたって用いたデータは、年齢別に再集計したことから時点のずれが生じ、(1)柏市の概況において示した障害者手帳所持者数(実績値)とは若干の齟齬が生じている。

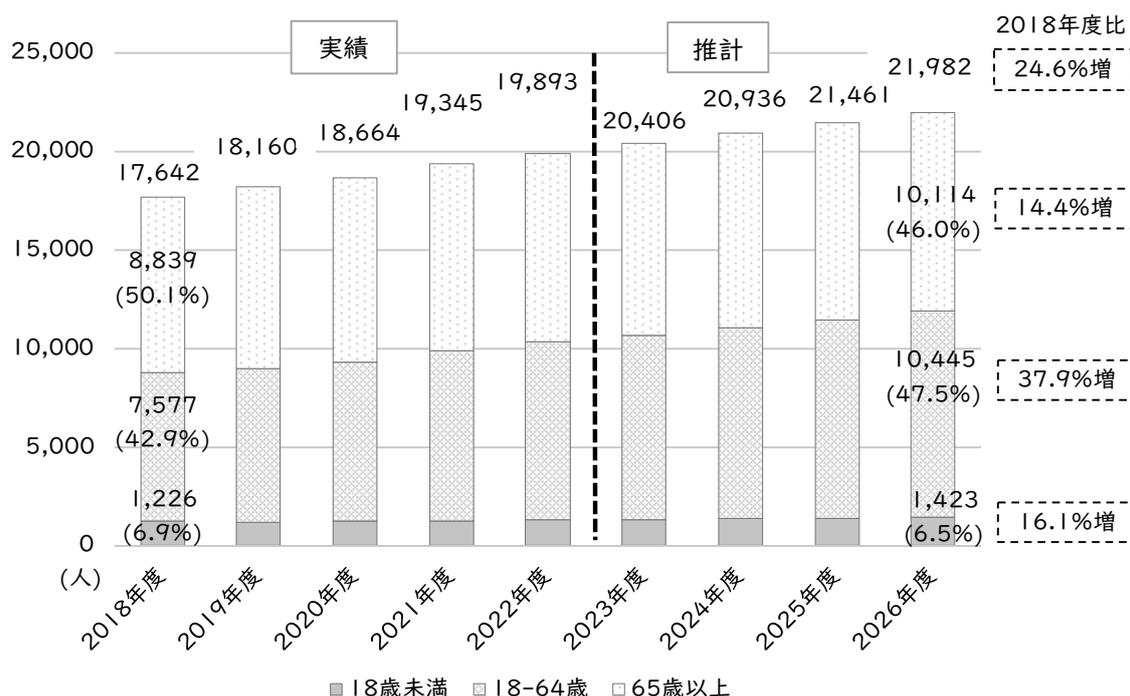
⁷ 出現率:総人口に対する障害者手帳所持者数の割合。

2018年度比の2026年度の総人口が5.4%増である一方、障害者手帳所持者数は24.6%増(21,982人)であり、特に18~64歳では37.9%増(10,445人)と顕著な増加が見込まれます。また、18歳未満では人口が0.3%減少するものの、障害者手帳所持者数は16.1%増加し、1,423人になることが見込まれています。

② 年齢区分別人口の将来推計



③ 年齢区分別障害者手帳所持者数の将来推計



6. 計画の推進に向けて

(1) 計画の評価・見直し

■ 計画の進捗管理及びPDCAサイクル

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルの考え方にに基づき計画の進捗管理を行います。

本計画では、以下の指標を設定して、目指す方向性を示します。

- 評価指標（新設）：「障害者基本計画」において、方針の達成度を測るために設定する数値。
- 成果目標：「障害（児）福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として設定する数値等。国が示す基本指針に即して定めている。
- 活動指標：「障害（児）福祉計画」において、成果目標を達成するために設定する、障害福祉サービスの利用人数や日数等の見込量。成果目標と同じく、国が示す基本指針に即して定めている。
- 地域生活支援事業⁸の見込量：「障害（児）福祉計画」において設定する、市町村が独自に実施するサービスの見込量。

本計画で設定する指標については、PDCAサイクルの考え方にに基づき、少なくとも1年に1回は実績を把握し、中間評価として分析・検証を行い、必要があると認めるときは数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じ、成果の最大化を図ります。

そのため、作成した計画については、定期的にその進捗を把握し、今後取組や目標値などに見直しの必要性が生じた場合には、分析・検証の上、随時対応していきます。本市では柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会及び柏市自立支援協議会等が協議の場となります。

なお、協議の場における確認事項は次のとおりです。

年度	確認事項
2024年度 (令和6年度)	・ ノーマライゼーションかしわプラン2021(2021年度～2023年度)の実績評価
2025年度	・ ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024年度～2026年度)の進捗状況検証 ・ 次期計画策定のための基礎調査の実施
2026年度	・ ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024年度～2026年度)の事業評価と数値指標評価 ・ 基礎調査等による課題・ニーズの検証

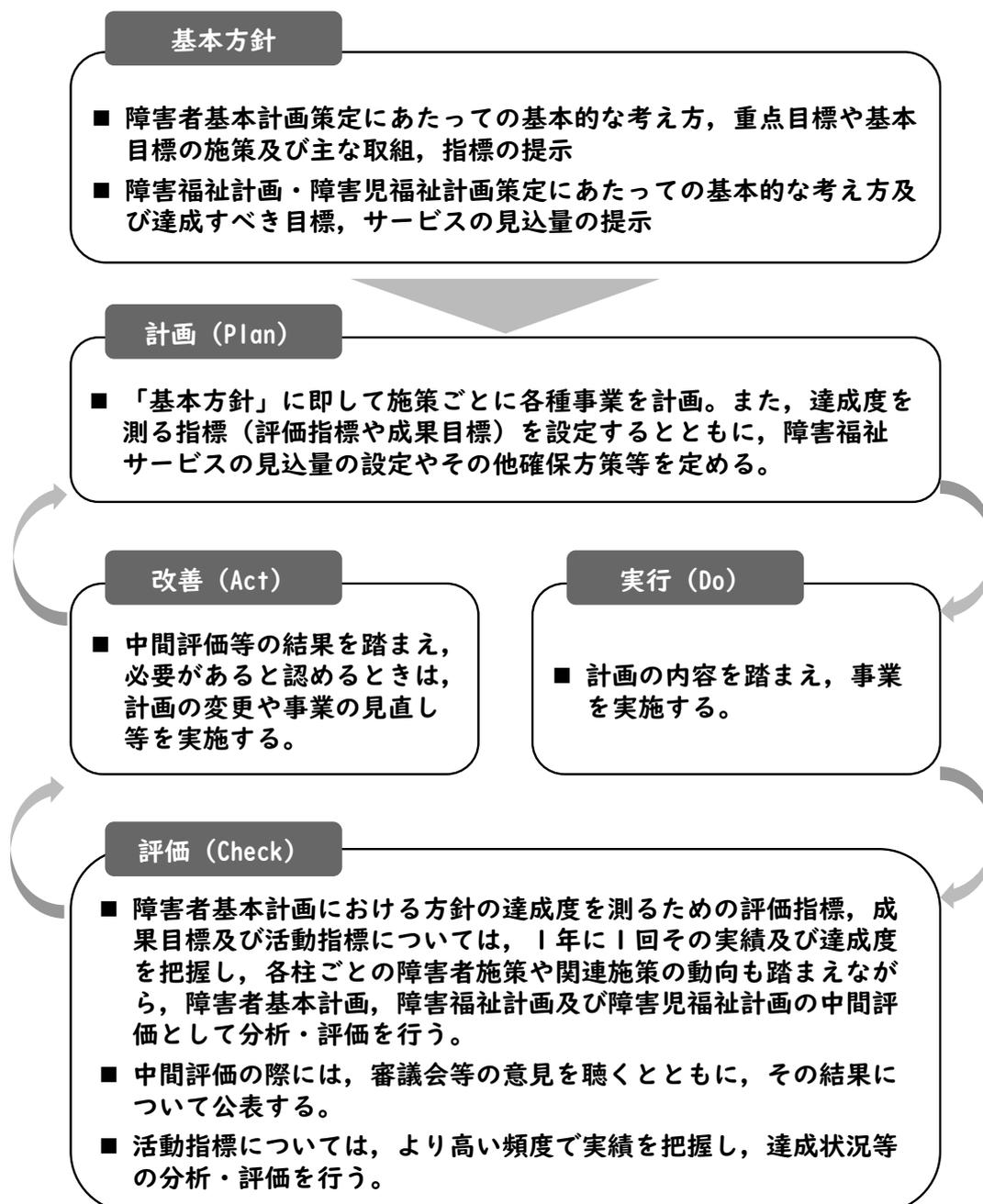
⁸ 地域生活支援事業：市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業のこと。

■ 点検・評価結果の反映

柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

その上で、PDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。

《PDCAサイクルのプロセスのイメージ》



(2) 推進体制及び評価・進捗管理体制の確保

■ 推進体制の確保

計画の推進にあたって、庁内や国・県の関係行政機関との間で、必要に応じた情報の共有や研修への参加等を通じ、連携を図ります。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

■ 障害福祉サービスや計画に関する地域の力の活用

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、多様な媒体を用いて、年代や障害特性に応じた計画の周知を図ります。さらに、市職員、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

■ 事業者のサービスの質の確保と経営基盤の安定化

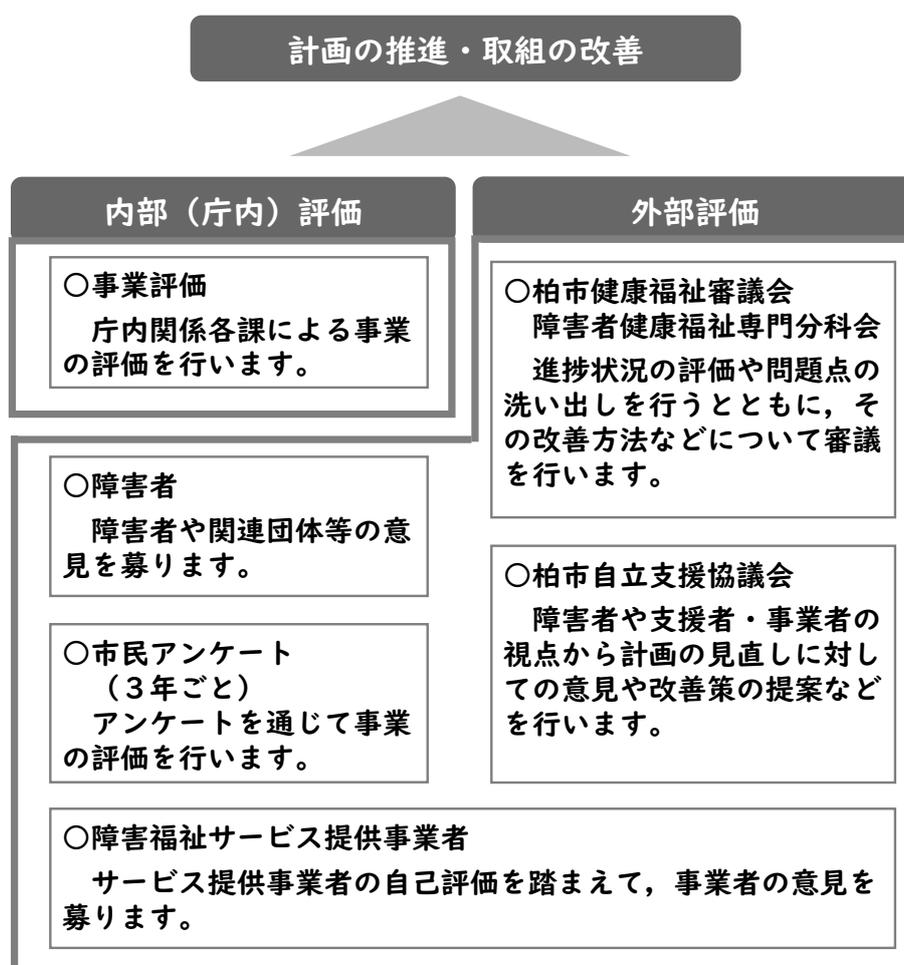
地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

■ 評価・進捗管理体制の確保

計画の推進にあたり、内部評価及び外部評価を定期的実施し、事業の点検・評価を行いながら、推進体制の確保を図っていきます。

《評価・進捗管理体制》



(3) SDGsの推進への寄与

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「2030年に向け、世界レベルで合意した道しるべ」です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国も含め、すべての国において、一人一人が主役となって行動し、「すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くこと」を目指すものです。SDGsの推進においては、政府や地方公共団体、企業、研究機関、NPOなど、あらゆる主体の参画が必要とされています。

本市では、SDGsに取り組むことを「地方公共団体の業務(住民の福祉の増進)そのもの」と捉え、行政運営や分野横断的な取組等を推進しており、本計画の推進にあたっては、SDGsの理念に配慮し、取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

